

令和3年度企業訪問アドバイス事業および仕事説明会開催業務に係る プロポーザル実施要領

1 趣旨

今後の生産年齢人口の減少による労働力不足が見込まれること等から、支援員が企業を訪問し、高年齢者の活躍事例の紹介等を通して、高年齢者雇用に対する意識啓発を行う。さらに高年齢者の働きやすい職場環境の整備や就業規則等の雇用管理について具体的なアドバイスを実施する。

また、高年齢者の採用に関心がある事業所と高年齢の求職者をマッチングする場として、仕事説明会を開催する。

上記事業を、民間事業者の知見やノウハウを活用して実施するため、プロポーザル方式による事業所を募集する。

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 支出予定額

5, 464, 000円（消費税および地方消費税を含む）

4 契約期間

令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められ、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者。

営業種目：希望営業種目に「大分類：役務」「中分類：諸サービス」または「中分類：その他役務の提供」が登録されていること。

なお、新たにプロポーザルに参加するための資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314

(5) 宗教活動や政治活動を目的とする者でないこと。

(6) 参加申込書（様式1）を提出した者。

6 企画提案書の作成

(1) スケジュール

項目	日程
実施要領の公表・配布	令和3年3月8日(月)午後5時まで
参考申込および実施要領等に関する質問受付期限	令和3年3月10日(水)正午まで
企画提案書受付期限	令和3年3月19日(金)午後5時まで
審査結果等の通知・公表	令和3年3月24日(水)(予定)

(2) 募集要項等の公表・配布

ア 配布場所

滋賀県生涯現役促進地域連携協議会

(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課内)

イ 配布期限

令和3年3月8日(月)まで

・配布時間：午前9時～午後5時(土曜日・日曜日、祝日を除く。)

※実施要領等は、滋賀県のホームページにも掲載する。

※郵送による配布は行わない。

(3) 参加申込書および質問票の受付、回答

ア 参加申込書および質問票受付期限

令和3年3月10日(水)まで

・受付時間：午前9時～午後5時 ※ただし最終日3月10日(水)は正午まで
(土曜日・日曜日、祝日を除く)

イ 提出方法

プロポーザルの参加にあたっては、参加申込書(様式1)を、また質問事項がある場合は質問票(様式2)を、滋賀県生涯現役促進地域連携協議会あて直接持参いただく、または郵送(簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法)他、FAX、電子メール(送信後に、必ず電話により到着を確認すること。)にて提出すること。なお、電話による質問は受け付けない。

ウ 回答

質問に対する回答は、問合せのあった事業者に回答する他、質問内容を取りまとめ、令和3年3月12日(金)を目途に、参加申込があった全員にFAXにより回答する。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出書類・提出部数

○企画提案書（様式3および様式3別紙） 5部（正本1部、副本4部）

- ・企画提案書には、様式3別紙に記載する各項目に関する企画提案を記載してください。
- ・企画提案書は、1者につき1件とします。

○添付書類

以下に該当する場合は、該当することを証する書類を各1部、企画提案書と同時に提出してください。

- ① 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録がある場合は、同登録証（県発行）の写し
- ② 女性活躍推進企業の認証を受けている場合は、認証書の写し
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、厚生労働大臣の認定がある場合は、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ④ 高年齢者雇用確保措置を講じている場合は、締結した労使協定または労働基準監督署へ届け出をしている就業規則の該当箇所の写し
- ⑤ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率を達成している場合は、障害者雇用状況報告書の写し。報告の義務がない事業者であって障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書

イ 提出期限

令和3年3月19日（金）（必着）

- ・提案書受付時間：午前9時～午後5時（土曜日・日曜日を除く）

ウ 見積書作成にあたっての注意事項

提案金額については、委託期間中の本業務に係る費用の見込みとし、消費税および地方消費税については、課税業者であるか免税業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積もること。

エ 提出方法

滋賀県生涯現役促進地域連携協議会まで持参または郵送にて提出してください。

郵送の場合は、必ず「簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法」によることとし、令和3年3月19日（金）午後5時必着とする。

7 提案の審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

審査は、滋賀県生涯現役促進地域連携協議会が設置する審査会が行う。

なお、提案書の評価にあたっては、次の評価項目に基づき選考する。

審査は、次に定める基準に基づき行い、総合点が高い者から順に契約締結交渉の相手方として選定する。

ただし、総合点が満点の6割に満たない場合は、契約候補者とししない。

番号	評価項目	着 眼 点	評価点
1	整合性	・企画内容が協議会の意図する目的および仕様と合致しているか	10
2	実現可能性	・実施体制は十分か。専門性やノウハウの発揮が期待できる体制か。 ・類似の事業実績の有無	20
3	提案内容の 具体性・独創 性	・企業訪問アドバイス事業の実施は、具体的な提案となっているか。また、事業効果を高めるため、同時の工夫や独創的な取組が行われているか。	25
		・仕事説明会の開催は、具体的な提案となっているか。また、事業効果を高めるため、独自の工夫や独創的な取組が行われているか。	20
4	効率性	・各事業間の連携が図られ、効率的・効果的な実施が期待できるか。 ・広報・PRの方法等は効率的・効果的な方法で提案されているか。	10
5	経費見積りの 妥当性	・業務内容に見合った経費が見積もられているか。	5
6	県内企業	・県内に本店を有する事業者であること。	2
7		滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録を受けていること。	1
8		滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けていること。	1
9		次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	2
10		高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	2
11		障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。	2
総合点			100

(2) 審査結果

企画提案書を提出された全員に、審査結果を文書により通知する。

(3) 契約締結

上記(1)により選定した相手方と契約内容について協議を行うが、審査会の意見等に基づき、提案内容を一部変更していただく場合がある。なお、協議が不調となった場合は、次点の者を契約締結交渉の相手方とする。

8 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は提案者負担とする。
- (2) 提案された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書に必要な事項が記載されていない場合、失格とする場合がある。
- (4) 企画提案書を受理した後は、加筆、訂正、差し替えはできない。
- (5) 地方自治法や県の財務規則をはじめとする諸規程を遵守すること。
- (6) 本事業の状況や成果については、県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (7) 企画提案書等、契約その他の手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

9 問合せ先

滋賀県生涯現役促進地域連携協議会 (担当：梅村)

(滋賀県庁東館4階労働雇用政策課内)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3759

FAX：077-528-4873

E-mail：info@shiga-geneki.jp